

弁理士知財キャラバン創設趣意書

－中小企業支援に向けての新たな船出－

日本弁理士会会長 伊丹 勝

日本弁理士会は、弁理士知財キャラバンを各地に設置し、全国の中小企業の方々に対し、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を派遣して、知財経営に資する支援を積極的に行います。

1. 趣旨

我が国の中小企業数は全企業の99.7%以上（約385万社）を占めるにもかかわらず、特許出願件数のシェアは12%（約3万件）に過ぎず、「知財立国」を標榜して10年以上経過しながらも、いまだ知財制度の裾野の広がりが充分とは云えません。

一方、本年度は、弁理士法に弁理士の使命条項が加わった歴史的出発点に当たります。この期にあつて、日本弁理士会は、弁理士の社会的使命を全うするための施策を会員とともに、積極的に推進していくべきと決意を新たにしている処です。

日本弁理士会は、この使命に基づく重要な柱として、新たな中小企業支援施策である弁理士知財キャラバン活動をここに立ち上げます。これは訪問型支援により、中小企業に、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与え、知的財産の積極的活用を促すものです。

この施策の下、弁理士知財キャラバンを各地に設置し、知財コンサルティングのスキルを持った先導的弁理士を、要望のある中小企業に派遣します。また、新たに支援員養成研修制度を設け、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化します。

そしてこの施策の実践を通して、弁理士が、経営に参画するためのスキルをさらに磨き、クライアントの信頼と絆を確固たるものとし、もって専権を有する弁理士としての社会的使命を果たしていくことを強く念じている次第です。

知財立国を強化する一助となれば幸いです。

2. 組織

（1）弁理士知財キャラバンの設置

弁理士知財キャラバンを、全国に設置された9つの支部の管轄地域毎に、総数15箇所程度設置します。この弁理士知財キャラバンは、担当地域に対して積極的に中小企業支援を行うための実行組織であり、支部と連携しつつ、担当

地域の中小企業に対し、訪問支援の募集、支援員の訪問派遣、さらには地域の実情に適した様々な中小企業支援事業を企画・実行します。

(2) 中小企業支援統括本部の設置

日本弁理士会会長を本部長とする中小企業支援統括本部を設置し、日本弁理士会の中小企業支援事業と関係する既存組織を統括します。これにより、新たな中小企業支援策であるキャラバン活動のほか、既に行われている中小企業支援もが一元的に管理され、迅速な意思決定のもとに、日本弁理士会全体が一丸となって中小企業支援に向けて踏み出すことができます。

(3) キャラバン統合ワーキンググループの設置

中小企業支援の実行力を高めるため、中小企業支援統括本部の下に、キャラバン統合ワーキンググループを設置します。このグループにより、各既存組織との関係の下に、弁理士知財キャラバンの設置事務、支援員研修、具体的支援業務などキャラバン活動を積極的に推進します。また、各支部と連携しながら、各地の弁理士知財キャラバンへの指導連絡と情報共有を図ります。

3. 内容

(1) 訪問型支援の実行

弁理士知財キャラバンから、支援員を要望のある中小企業に派遣します。

支援内容は、単なる発明の発掘に止まらず、企業理念や経営の実態などの聞き取りに基づき、ノウハウによる保護、オープン・クローズ戦略、海外進出対策、各種補助金・助成金等の利用等を含め、その企業にとって有益な知財戦略・知財経営を一緒に構築します。訪問は、複数回を可能とし、企業との信頼関係を大切にします。

中小企業への、予め定められた訪問支援に対する支援員の報酬は、日本弁理士会が負担します。

(2) 支援員養成研修制度の創成

知財コンサルティングのスキルを持った支援員を育成するため、知財コンサル研修を課し、履修した弁理士に、履修支援員としての修了証書を交付します。

この知財コンサル研修は、カリキュラムに則った5回程度の座学と、実際に中小企業に訪問して行う訪問型コンサル研修とで構成されます。座学は、知財経営コンサルタント入門、経営戦略、標準的提案オプションの学習、模擬コンサルティングなど、実践的学習を中心とします。訪問型コンサル研修は、自己のクライアントを対象とし、クライアントの協力のもとに行われます。

中小企業の潜在能力を引き出します

弁理士知財キャラバンが 応援します

弁理士知財キャラバンに要する費用は
日本弁理士会が負担します。

●以下のようなご要望はありませんか

会社や製品の
知名度を上げたい



技術力やデザイン力を
活かして新製品を
開発したい



金融機関に自社を
アピールしたい

研究開発パートナー
を探したい

海外に進出したい

事業承継先を
探したい



日本弁理士会

弁理士知財キャラバンとは・・・

さらに上を目指す中小企業に、知財経営コンサルティングスキルをもった
弁理士を派遣し、共に課題を解決します。

弁理士とは・・・

知的財産に関する専門家として、特許出願等の代理業務を行います。
さらに、知的財産権の保護、利用促進をもって経済・産業の発展に資することが私たちの使命です。

貴社の業績アップのため、是非、この機会に弁理士知財キャラバンをご利用下さい

弁理士知財キャラバン訪問内容

(訪問は最大3回です。弁理士知財キャラバンに要する費用は日本弁理士会が負担します。)

第1回目



ヒアリング
(現状分析、現状の特定、課題の抽出)

第2回目



顧客の考える課題と、
コンサルティング側の
考える課題との摺合せ

第3回目



戦略提案

〈対 象〉 中小企業基本法第2条にいう中小企業者

訪問をご希望の方は、こちらまでご連絡ください!

日本弁理士会 広報・支援室 弁理士知財キャラバン担当

電話 03-3519-2709 FAX 03-3519-2706 e-mail: caravan@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館